

○財務省告示第三百三十号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十八年十月十七日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百三十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五		
額最		払込		発		方募		
低	行争非者特	入札	価格	行争非者特	入札	価格	入札	
額	入札	格	競	入札	格	競	格	
面	格第	競	争	格第	競	争	競	
金	I加	行	額	I加	行	額	争の	
千		二	四		額	億	額	価
万		百	千		面	七	面	格
円		十	百		金	千	金	競
		億	九		額	万	額	争
		千	千		で	円	で	入
		六	五		四	三	三	札
		百	億		千	兆	兆	格
		五	七		二	九	九	競
		十	千		十	千	千	争
		二	四		七	四	四	の
		万	百		億	百	七	
		二	万		円	七	十二	
		千	五			十二		

「国債市場特別参加者・第I非

価格競争入札発行」という。各申込みのうち応募額を順次割り

当てる。各市場特別参加者ごとの応募額を割り当てる。

各市場特別参加者ごとの応募額を順次割り

十六	十五	十四	十三		十二					十一	十	九	
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金	償還期限	争入札	非格競	者第I	特別参加	国債市場	入札発行	発行日	振替単位
平成二十八年十月十七日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	平成二十九年一月二十三日				厘六毛	額面金額百円につき百円七銭八	厘五毛以上のそれぞれ百円七銭三	平成二十八年十月十七日	振替法の規定による振替口座簿